



制度拡充第2弾 消費税免税店制度の説明会を各地で開催

●4月に改正された新制度(免税手続きカウンター制度等)を活用してもらい、外国人旅行者が快適に買い物できる環境づくりを進めています。

北海道商工会議所連合会では、7月から各地商工会議所と連携してエリア別に消費税免税店制度の説明会を開催致します。

消費税免税店制度は、4月から免税手続きを第三者に委託できる「免税手続きカウンター制度」、クルーズ埠頭における臨時の免税店届出制度が創設され、旭川市では商店街として東日本初となる免税手続きカウンターが誕生しました。

本連合会では、地方における外国人旅行者の消費喚起に努めており、ショッピングによる地域経済活性化に取り組みます。

【稚内説明会】

1. 日 時:9月17日(木) 13:30~16:00
2. 場 所:稚内商工会議所 2階研修室(稚内市中央2丁目4番8号)
3. 主 催:北海道商工会議所連合会、稚内商工会議所等

【網走説明会】

1. 日 時:10月8日(木) 13:30~16:00
2. 場 所:網走商工会議所 2階研修室(稚内市中央2丁目4番8号)
3. 主 催:北海道商工会議所連合会、網走商工会議所等

【北見説明会】

1. 日 時:10月9日(金) 10:30~12:30
2. 場 所:北見経済センター(北見市北3条東1丁目)
3. 主 催:北海道商工会議所連合会、北見商工会議所等

(開催済) 札幌説明会 7月2日、函館説明会 7月8日、釧路説明会 7月16日

【本件担当】

北海道商工会議所連合会 業務推進部 吉川、高橋
TEL:011-241-6308

外国人旅行者向け消費税免税制度 説明会

主催：稚内信用金庫・(公社)稚内地方法人会稚内支部
 北海道商工会議所連合会・稚内商工会議所
 後援：稚内商店会連合協議会



昨年 10 月から、外国人観光客が免税店で買い物をした際、全ての品目について消費税が免税されることとなり、更に本年 4 月からは、地方における免税店の拡大に向けて、免税手続き一括カウンターを第三者に委託できる「手続委託型輸出物品販売場制度」が創設されました。

そこで、免税店制度の普及促進を図るため各関係機関と連携のもと、以下のとおり説明会を企画致しました。是非ともご参加を頂き、売上拡大にお役立てください。

～開催概要～

- 開催日時 平成 27 年 9 月 17 日 (木) 13 時 30 分～16 時 00 分
- 開催場所 稚内商工会議所 2 階研修室 (稚内市中央 2 丁目 4 番 8 号)
- 内 容
 - ①「消費税免税制度について」
 説明者：札幌国税局 消費税課 国税実査官 山本 なな子 氏
 - ②「商店街等における免税手続きカウンター導入のヒントについて」
 説明者：北海道経済産業局 産業部流通産業課 流通産業係長 伊藤 典之 氏
 - ③「シンボルマークや外国人旅行者の現状等について」
 説明者：北海道運輸局 観光部観光企画課 課長補佐 呉 憲一郎 氏
 - ④「銀聯カード、新韓カードの概要について」
 説明者：株式会社しんきんカード 北海道営業所 所長 宮越 幸浩 氏
- 定 員 30 名
- 申込方法 下記申込書にご記入の上、9 月 11 日 (金) までに FAX か郵送にてお申込み下さい。
- 問合せ先 稚内商工会議所：相談課 稚内市中央 2 丁目 4 番 8 号
 TEL 0162-23-4400 FAX 0162-22-3300

『外国人旅行者向け消費税免税制度 説明会』(27 年 9 月 17 日開催) 受講申込書

平成 27 年 月 日

稚内商工会議所 行き

(FAX: 22-3300)

事業所名 _____

住 所 _____

TEL () _____ FAX () _____

役 職 名	出 席 者 名

網走インバウンドセミナー

—外国人旅行者向け消費税免税制度について—

昨年10月に、外国人旅行者が免税店で買い物をした際、消費税を免税される対象がすべての品目に拡大されたことに引き続き、**本年4月には**、地方における免税店のさらなる拡大に向けて、**免税手続き一括カウンターを運営する第三者にまとめて免税手続きを委託できる「手続委託型輸出品販売制度」が創設**されたほか、**外航クルーズ船の寄港時に埠頭へ免税店を臨時出店するための制度**



Japan.
Tax-free
Shop

が創設されました。網走地域において来網外国人宿泊者数は約3万人を数え、各店舗での免税対応の重要性が高まりつつあります。

当所では、各関係機関と連携のもと、網走地域における免税制度の普及促進を図るため、それぞれの売上拡大に繋がる方策を探るセミナーを開催いたします。

【日時】平成27年**10月8日(木)**
14:00～16:00

【場所】網走商工会議所（網走市南3条西3丁目）

【定員】30名（定員に達し次第締め切り）

【申込方法】下記申込書に必要事項をご記入の上、
網走商工会議所へお申込みください

〒093-0013 網走市南3条西3丁目

【受講料】無料

【主催】網走商工会議所・北海道商工会議所連
合会

【共催】網走市・網走市観光協会

【内容】

- ・「消費税免税制度について」
- ・「商店街等における免税手続き
カウンター導入のヒントについて」
- ・「シンボルマークや
外国人旅行者の現状等について」

【説明者】（説明順）

- ・札幌国税局課税第二部消費税課
- ・北海道経済産業局産業部流通産業課
- ・北海道運輸局観光部観光企画課

申込先 ⇒ FAX /0152-43-6615、担当者メール/info@a-cci.or.jp、TEL/0152-43-3031

※下記申込書に必要事項をご記入の上、FAX、メール、TELなどでお申込みください。

網走商工会議所 行 「網走インバウンドセミナー」 申込書 平成27年 月 日

所在地		FAX	
参加者名			

※ ご記入いただいた情報は、当所からの各種連絡・情報提供にのみに利用させていただきます。

※ 説明会当日に質問をしたいことを事前にご連絡いただければ、資料など十分な準備ができます。この場合、事前に網走商工会議所までご連絡ください。（網走商工会議所（0152-43-3031）担当__川畑）

申込先FAX番号：0152-43-6615

外国人旅行者向け消費税免税制度 説明会

主催：北見商工会議所・北海道商工会議所連合会
北見市・北見観光協会

開催日 平成27年10月9日(金)
10:30~12:30



場 所 北見経済センター

昨年10月の税制改正により、外国人観光客が免税店で買い物をする際、食料品、薬品、化粧品など全ての品目が消費税の免税対象になり、また本年4月からは免税手続き一括カウンターを運営する第三者にまとめて免税販売手を委託できるようになりました。

そうした中、近年オホーツク地域においても外国人旅行者は増加しており、北見市内における宿泊客も増えており、各店舗での免税対応の必要性が高まりつつあります。

そこで今回は、免税制度の理解を深めていただきたく標記説明会を開催いたしますので、本説明会にぜひご参加いただきますよう、ご案内いたします。

●「消費税免税制度について」

札幌国税局課税第二部消費税課

参
加
無
料

●「商店街等における免税手続きカウンター導入のヒントについて」

北海道経済産業局産業部流通産業課

●「シンボルマークや外国人旅行者の現状等について」

北海道運輸局企画観光部

申込み方法 下記申込書に必要事項をご記入の上、FAX(22-2282)にてお申込みください。

申込み締切 10月1日(木)

問合せ先 北見商工会議所 地域振興部 担当 服部 TEL:0157-23-4111

外国人旅行者向け消費税免税制度 説明会 参加申込書

北見商工会議所 行

FAX : 0157-22-2282

事業所名		所在地	
TEL		FAX	
参加者役職		参加者役職	
氏名		氏名	

※ご記入いただいた内容は、商工会議所からの各種連絡、情報確認にのみ利用させていただきます。